

平成 29 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 古木会

平成 29 年度事業計画

社会福祉法人 古木会

1) 運営方針について

平成 28 年 3 月 31 日社会福祉法の一部を改正する法律が成立し、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上や財務規律の強化、地域における公益的取り組みの実施など、様々なルールが変更されました。28 年度はそのルール改正に対応すべく、行政の指導を仰ぎながら法改正に則った法人の定款変更等を行ってきました。法人のガバナンス強化により、現行の理事・評議員の体制が変更になります。

理事会は、重要事項の決議などを通して理事の業務執行や監視・監督を行います。監事は事業の報告を求めたり、財産の状況を調査し理事長及び理事の職務の執行状況や計算書類などの監査を行い報告します。評議員会は、これらの理事や監事の業務執行状況を監視します。各機関が経営者の職務執行を監視・監督することで経営者の職務が適正に行われるような組織改正となります。

また今回の改正において社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行うことが明確化されています。「高齢者が長年住み慣れた地域で安心して生活ができる、また暖かい人間関係を通して施設と家庭と地域社会とのつながりの中で、生きる充実感を醸成する地域の核として機能し、寄与しようとするものである。」という古木会の理念に則り運営していきます。

地域公益事業として介護保険制度外の生活支援サービス・在宅支援事業（通常の利用料より低額で提供する）を計画しています。

29 年度は、新しい組織でのスタートとなります。社会福祉事業の中心的な担い手として、地域における多様なニーズに対しきめ細かな対応を行っていきます。

2) 法人経営について

平成 27 年度の介護報酬の大幅な改定から 2 年経過しました。経営的にはどの事業も苦戦を強いられている状況です。29 年度においては、経営の安定化を継続させるようにすることが第一の目標とします。そのためには、まず特別養護老人ホームの経営を安定させることとして、28 年度計画において稼働率を長期・短期含めて 95% 以上になるようベッド管理を行ってきたところですが、月によっての変動はありますが、95% 前後で推移しており 29 年度もさらに維持できるよう計画的なベッド管理を行っていきます。特に長期ベッドの空床を防ぎ、退所後の速やかな入所を行うようにしていきます。

通所系につきましては、3 か所とも運営は厳しい状況が続いています。平成

31年度までに世田谷区内に特別養護老人ホームの新規オープンが予定されています。全部で504床作られるようです。在宅や有料老人ホーム及びグループホームで特養の待機をされている方が、特養へ入居することが予想されます。在宅サービスも大きな影響が予想されますが、デイサービスへの通所者も減少される可能性が大きいことを考える必要があります。利用者やその家族及びプラン作成するケアマネジャーに選ばれる事業所作りが必要です。29年度はこのことを踏まえ各事業所でのサービス内容の拡充を行っていきます。

在宅系につきましても、上記の理由で事業運営は困難が予想されます。訪問介護・看護ともに人手不足の解消はできておらず、事業拡大は困難な状態です。現在の体制を維持しながら採用に努めています。

グループホームは、中町グループホーム「ふるさと」を除き、ますます経営は安定しています。しかし、特養の待機場所になっている現状は変わらないと考えられます。広報活動を充実し、居室の空き状況を地域の居宅支援事業所へ速やかに伝えられるように法人ホームページの更新を行っていきます。

地域包括支援センターにおいては、相談拡充のため人員配置が増加しました。世田谷区内の全あんしんすこやかセンターでは、同様の委託内容のため必要な職員採用が困難な状況です。

3) 施設整備について

アルテンハイムは、昭和59年に設立してから30年以上が経過し、設備の老朽化が進み施設設備の改修が必要になっています。これまで上下水道管の更新工事を計画していました。平成27年末に排水管の詰まりによる汚水漏れは、28年度もあり現在は仮設ポンプを設置してしのいでいる状況です。建物全体の上下水管の更新工事は、昨今の工事費の高騰が影響し工事費がかなり高くなるため、今後については建て替えも含めて検討して行きます。しかし、建て替えが決定するまでには東京都や世田谷区との相談及び手続きに時間がかかるため、その間の施設設備の改修、修繕は必要です。事業が継続できるためには、エレベーターの更新工事と下水道の更新工事は避けられないため、29年度に計画しました。エレベーターの更新工事は5月から6月にかけて行う予定です。

4) 職員研修とスキルアップ

法人では、毎年研修委員を各事業所から選出して研修計画を作成し、計画に則った研修を実施してきました。しかし、交代勤務のある特養やグループホームでは、参加者が伸び悩んでいるのが現状です。あんしんすこやかセンターのように、業務時間での研修参加ができるよう勤務調整を行っていますがこれま

では人手不足から、その勤務調整が困難でした。29年度は、人手不足は依然として変わりませんが、職員の定着率が上がっているので、更なるスキルアップを目指し何とか業務中の研修に参加できるよう計画していきます。

介護職の定着とスキルアップのために、外部研修への参加を計画的に行います。

事業計画書

(1) 事業方針

全国社会福祉法人経営者協議会が2018年度介護報酬提言の基礎資料とする目的で行った調査結果を「分析中」としながらも、赤字の特別養護老人ホームが3割を超えることがセミナーで発表されている。当施設においても平成27年4月からの介護保険制度改革に伴う介護報酬単価の引き下げは、昨年度に引き続き厳しい施設経営と強いられる状況であることは予想に難くない。

特養・ショートステイという定員の定まった箱物のサービスは稼働率を上げ、空床を作らない、加算による収入など昨年度よりも增收させるとともに支出を抑えていくことを計画的に行い経営の安定を図っていく。

常態化している介護職員の確保の問題、また介護職員・看護職員の定着化については、派遣・紹介派遣ではなく直接雇用することで無駄な紹介手数料の支出を抑え、又一時的な人的不足の補充では無く、末永い施設や法人の宝としての「人」を確保・定着を図るよう取り組んで行く。

「経営」「人材確保・定着」とともにご利用いただく利用者の方への質の高いサービスの提供がなされていくよう組織（チーム）としてまた個々の技術・知識を高める中で展開され、利用者やそのご家族が安心し、かつ満足しご利用いただけるような施設運営に取組んでいく。

(2) 施設運営

1 経営

施設収入を以下のように增收を図り、かつ支出の見直しを図りながら収支を安定させていく。

(ベッド管理)

平成28年度の特養・ショートステイ合算での稼働率は、平成29年1月末までで93.5%、年度末で93%程度と見込まれる。平成29年度は、特養待機者のショートステイ空床状況に応じてショートステイを利用しながら待機いただく、また入所前面接→医療情報の取得→入所判定を行い、常に入所可能な待機者を2名は確保し、空床が発生したら直ぐに利用できる状態にして空床期間を短縮化することで、特養・ショートステイの稼働率96.0%以上を目標値に設定する。昨年度、ショートステイの利用をしやすい環境として個室・二人室の室料金の見直し（値下げ）を掲げたが、ベース

となる室料金は変更せず、しかし室料金にこだわり空床をつくることはできないため、施設のベッド管理の上で施設が空床解消のため二人室・個室の提供を行う場合は室料金をケースに応じ柔軟な対応を図り、稼働率を上げていく。

【参考】

- 93%→96%の稼働率増加による增收見込

平成28年度実績（見込） 1日平均稼働率（93%） 57.7人/1日

平成29年度目標 1日平均稼働率（96%） 59.5人/1日

※1.9人/1日 増を目指す → 年間600万円增收入

(加算)

○平成28年1月から、栄養マネジメント加算・個別機能訓練加算を開始したが個別機能訓練加算については平成28年3月末で機能訓練指導員（あんまマッサージ士の定年退職に伴い4月以降個別機能訓練加算は取っていないことから、看護師の機能訓練指導員の配置により今年度内から再開する。

[参考]平成29年度 加算保険分・自己負担分計)

加算名	単位 I	年単位計 II (I×365日)	係数III	収入(年) (II×III)
個別機能訓練加算	12/1日	4,380	10.90	47,742円

※個別機能訓練加算対象を20名とすれば約950,000円の增收が見込まれる。

(介護職員・看護職員の雇用と雇用形態)

○介護職・看護職の人手不足に対して、一時的な補充（一時しのぎ）の期間の派遣職員の契約（単価が高いが将来的に施設に有益はなし）、また紹介派遣の紹介料（年棒の20%等）などは施設にとって無駄かつ余計な経費であることは間違いない。法人・施設が求人募集条件を既従事者への影響が無い範囲内で応募者と法人・施設が仲介者を挟まずに直接雇用し、また定着化を図ることによって一時的な派遣職員との契約が無くなるように「人」を安定させていく。

○新卒採用者の定期的な採用

○資格取得研修受け入れ施設

○応募要件の見直し

(支出の抑制の検討)

○特養では、介護ベッド、車椅子や紙オムツ、シーツや洗濯等の福祉用具や生活面の様々な経費をサービス費から支出しなければならない。

高齢化社会の中で、紙オムツ類の材質や形状等について各社の開発に取り組みは目覚ましい状況であることを踏まえ、利用者への支障が無いことを前提に現行の紙オムツ類については他社と質や価格を比較していき支出を抑制することも検討する。又、他の介護用品等も同様に検討・見直しを図っていく。

2 運営

特養の運営の主は、質の高い利用者サービスの提供であり、そのサービスを展開する根幹は、直接に利用者と関わる看護・介護という「人」である。その人材を数的に確保し定着させ、また専門職としての知識・技術等のスキルアップに取り組み育成することでサービスの質の向上を図っていく。

加えて特養並びに法人全体の事業所が成城地区を中心に地域福祉の拠点として信頼を得ながら事業を展開していく。

(介護・看護職の確保と定着)

○介護・看護職の確保については前項に記載しているため省略するが、現実的にはグループホームや有料老人ホームなどの様々なサービスが増える中で介護職の需要は高く、特養よりも他サービスに流れてしまう傾向があり飛躍的に解消できる問題ではない。既従事者には退職も無く経過しているため離職の無いよう定着化は継続していく。

(定着化対策)

- 業務改善（業務の効率化、業務マニュアルの整備等の見直しによる就労負担の軽減を図る）
- 非常勤職員の常勤登用制度の継続（1回/1年）
- 介護サポート（介護支援業務）の配置の継続による介護就労負担の軽減
- 超過勤務時間の減少化（介護・看護職員の配置による）
- 研修機会の提供（個のニーズの充足）
- 資格取得後の将来的なステップアップの体制化（法人内の異動や部署内リーダー層へのステップアップ）
- 職員健康診断（夜勤従事者2回/年 他1回/年）の実施
腰痛検査・腰痛予防対策等も併せて行う。
- 事業所内での労働災害対策（危険予知対策等）
- 介護ロボット導入による介護従事者の負担軽減

(サービスの質の向上に向けて)

- サービスマニュアルの改訂や整備
サービス項目（排泄・入浴・食事・業務等）マニュアル策定・改訂を適宜行い

施設全体のサービス内容の標準化が図れるよう整備していく。

○委員会の運営（継続）

施設長・医務・介護・ケアマネ・生活相談員・管理栄養士・機能訓練指導員の部署において、感染症予防対策・事故再発防止・褥瘡予防・拘束廃止等の委員会を指針に基づき定期開催し、予防・対策に努め利用者の方の安全・快適な生活を提供していく。

○職員研修

世田谷区特別養護老人ホーム研修助成金を有効に活用し、専門職としてのスキルアップのために法人内研修委員会とも連携し研修企画実施していく。又、外部開催の研修会・セミナー等への参加や他施設等への見学等など外部と触れる機会をも計画していく。

○職員倫理・法令遵守 ○感染予防 ○リスクマネジメント ○権利擁護
○介護技術 ○認知症ケア ○腰痛予防 ○福祉施設職員のメンタルヘルス

(ボランティアの受入れや地域交流)

世田谷区介護支援ボランティア制度の受入れ施設として今年度も活動を支援していく。また他のボランティアも含め、洗濯室、クラブ補助、シーツ交換、話し相手（傾聴ボランティア）等多様なニーズの活動いただくことにより、利用者の生活も豊かになるようにしていく。

平成28年2月1日より世田谷区の「高齢者のお休み処」として施設を開放しまた例年の夏季の世田谷区の熱中症対策＝「一時休み処」としても施設スペースを地域の方がご利用できるよう解放していくことは継続する。

平成29年度も世田谷区の介護予防事業（認知症予防プログラム）を実施していく。また介護予防事業における「食事に関する」講義への管理栄養士の派遣も継続して行っていく。

成城地区の文化祭への出展や利用者の見学等も継続的に行い地域との交流を図っていく。

(災害対策)

大地震等の大災害時の世田谷区との二次避難所協定施設として連絡会や図上訓練訓練の参加・協働していく。また、世田谷区防災無線交信訓練についても、定期訓練として1回/1月継続して行っていく。

定期的な特養本体、また特養と通所施設の合同の避難訓練・総合訓練は継続・

実施していく。

法人内では、各事業所と法人全体の大災害時における施設の事業継続計画（B C P）または平成28年にグループホームにおいて水害による利用者的人命被害等を教訓に風水害を充実させ災害対策を完備させていく。

又、自治会や隣接病院等との災害時の応援協定等についても協議していきたい。

平成28年相模原市の福祉施設において発生した死傷事件も教訓に、外部からの不審者等に対する防犯対策も同時に完備させていく。

（3）施設設備に関する

昭和59年開設後、30年以上が経過し施設設備の老朽化が進み、改修・機器の買替など早急に着手する必要性が高まっている。

優先順位をつけ計画的に修繕等を図り施設設備の維持を図っていく。

（短期）

- アルテンハイム内エレベーター更新工事（5月～6月実施）
- 突発的に発生する機器の故障等への修繕もしくは買替

（中長期）

- 下水道管更新工事
※工事費により将来的な立替と並行して検討
- ナースコール関係の更新
※万一コール機器の本体故障した場合に部品等が無い状態

平成 29 年度 事 業 計 画 書

1. 事業方針

29 年度も、地域密着型通所・認知症対応型通所介護として運営します。居宅介護支援事業所には、利用者の身体の状況等に合わせた、個別浴・ミスト浴・機械浴の様々な入浴方法や、脳を活性化させる音楽療法などの活動プログラム、特養併設型施設の特性などを P R して新規利用者の確保し、稼働率の向上を図ります。非常勤職員の退職予定があり補充が必要で、職員確保が課題となっています。運営状況を見極めながら、職員配置・営業日などについても検討し経営状況の改善に努めます。

2. 施設運営

- ・ 営業日 地域密着型通所介護 : 月曜日～土曜日
総合事業通所介護サービス : 月曜日～土曜日
認知症対応型通所介護 : 月曜日～金曜日
(休業 : 日曜日・祝祭日・年末年始 12/29～1/3)
- ・ 営業時間 8 時 45 分～17 時 30 分
- ・ サービス提供時間 9 時～17 時

- ・ 利用者定員数 地域密着型通所介護・総合事業通所介護サービス : 18 名
認知症対応型通所介護 : 12 名

- ・ 対象地域 成城・祖師谷・砧

- ・ 職員体制

- 常勤 3 名 (管理者 1 名・相談員 2 名)
非常勤 10 名 (介護職員 6 名・看護職員 2 名)

- ・ 業務委託

- 送迎バス運行管理 : 宮園自動車株式会社
給食 (昼食・おやつ) : 日清医療食品株式会社

- ・ 実施内容

送迎・日常生活上の介護・食事の提供・健康チェック・養護・
機能訓練・入浴・アクティビティプログラムの実施（レクリエーション・書道・墨絵・音楽療法・手工芸・その他）季節行事・誕生会

4.その他

- ・運営推進会議

年2回 9月・2月

- ・防災対策・衛生管理

緊急避難訓練、消火訓練等の防災訓練を実施します。

衛生管理に関する研修を実施するとともに、循環浴槽の水質検査を実施します。

- ・職員研修

法人内研修

世田谷区介護サービスネットワーク研修など

- ・連絡会

世田谷区通所連絡会・法人内通所連絡会

- ・実習生の受け入れ

成城大学教職課程介護等体験実習生

- ・地域、家族との連携の強化

- ・職員定期健康診断 年1回実施

- ・感染症対策 インフルエンザワクチン予防接種の奨励

成城ヘルパーステーション

平成 29 年度事業計画

1. 事業方針

29 年度は、訪問介護と世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業の総合事業訪問介護サービスを提供します。安定した運営ができるようにサービス提供責任者とヘルパーの採用を行い、職員の確保と訪問件数の減少に歯止めをかけることを第一目標とします。

ヘルパーの高齢化等で退職が続き人員不足により、提供サービス量の維持も難しい状況となっていますが、法人内の居宅介護支援事業所と連携し、より効率的な運営に努め経営改善に努めます。

2. 運営体制

職員体制：管理者 1 名（兼務）

サービス提供責任者 1 名 • 兼務 1 名

非常勤ヘルパー 2 名 • 登録ヘルパー 5 名

営業日：月曜日～日曜日（日曜日・祝祭日・年末年始・夜間は電話の転送による連絡体制とする。）

目標数：訪問介護 月平均 40 名 訪問数月 460 回

：総合事業訪問介護サービス 3 名

対象地域：成城・祖師谷・上祖師谷・千歳台・砧・喜多見・大蔵およびその近隣地域。

その他：運営規程を遵守し、利用者の信頼に応えるとともに、その満足が得られるように最善のサービスを提供します。

3. 実施内容

サービス提供責任者の業務

- (1) 訪問スケジュールの確認と把握
- (2) 訪問介護活動状況の確認と把握、必要に応じて指導
- (3) 新規利用者の事前調査と同行訪問ならびに初期サービス、ケアプランに基づく介護内容の確認と説明
- (4) 訪問介護計画書の作成と必要事項の記録

- (5) 統計資料記録やレセプト等の作成
- (6) 反省とカンファレンス（定期的な研修の実施）
- (7) ホームヘルプサービスの実施
- (8) 利用者や家族からの要請を受けた緊急時訪問
- (9) サービス担当者会議等への出席
- (10) 利用者宅への定期訪問（サービス内容等の再確認）

ヘルパーの業務（常勤・非常勤・登録型）

- (1) ホームヘルプサービスの実施

4. 事故・非常災害時等の対応

事故発生とともに、対応マニュアルにそって迅速かつ適切に対応します。
内容について全職員に周知を図りサービス改善と再発防止に努めます。

5. 苦情の対応

苦情が生じた時は、その苦情を真摯に受け止め解決に向けて速やかに対応します。法人の規程に基づき関係機関への報告などを行います。

6. 人材の育成、研修計画など

- ・研修を定期的に企画し介護技術や介護知識の向上ならびにマナーや資の向上を図る。
- ・サービス提供責任者研修レベルアップ研修等へ出席し、知識や技術を高める。
- ・自己研鑽として資格取得（介護福祉士、介護支援専門員など）

7. 健康管理及び衛生管理

- ・定期健康診断 年1回実施
- ・感染症対策 インフルエンザワクチン予防接種の奨励
- ・マニュアルの見直し等を進め感染症の予防などに取り組みます。

平成 29 年度 事業 計 画 書

1. 事業方針

29 年度は、プラン作成要介護認定者に限定せずに、介護予防・生活支援サービス等の利用者の同居家族がサービスを利用する場合などは、要支援者等のプラン作成もあんしんすこやかセンターより委託を受けてプラン作成を行うようにします。利用者・家族介護給付サービスと、介護予防給付サービスのサービス内容等確認十分な説明と同意を得て、利用者本位・自立支援・自己決定の観点を基本に、公平中立な視点で、総合的、効率的にサービスが提供されるよう支援を行います。併設事業の通所介護・訪問介護・短期入所事業などと協力して経営改善に努力し、サービスの偏りに対する特定事業所集中減算では、正当な理由のない場合は、80%超えた場合には減算になるので、確認調整します。さらに専門職として研修等に積極的に参加し、資質向上や職業倫理の向上を目指します。新規依頼には、積極的対応し、プラン目標数は介護予防支援を含め月 205 件、保険者から認定調査を受託して行い、目標数月 30 件とします。職員体制面では、退職予定者もあり今後採用も予定しています。

2. 事業内容

- ① 介護保険法に基づき、利用者の依頼を受けて「介護計画」および「居宅サービス計画」の原案を作成し提案します。
- ② 利用者の状況に応じて訪問等を行い、利用者のニーズを適確に把握します。
- ③ 利用者の意思を踏まえて要介護認定の申請等に係わる援助を行います。
- ④ 「居宅サービス計画」に基づくサービスが適切に提供されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者と連絡調整し連携を図ります。
- ⑤ サービス担当者会議の開催。
- ⑥ 給付管理業務、介護保険請求業務
- ⑦ 事業に係わる諸会議に積極的に参加し情報の共有や調整に取り組みます。
- ⑧ 介護認定申請時には、本人または家族に対して説明を行い、必要に応じて申請手続き代行します。
- ⑨ 世田谷区等より受託の要介護認定調査を実施します。

3. 運営体制

職員体制

管理者 1 名（兼務）

介護支援専門員 8 名（専任 6 名・兼務 2 名）

年間目標数

居宅サービス計画	200 件／月
要介護度認定調査	30 件／月

営業時間

月曜日～金曜日 (祝祭日・年末年始は休業)
9 時～17 時

個人情報の管理

個人情報保護に関する法令、法人の規定を遵守し個人情報保護に努めます。

苦情・事故対応

- ①訪問時の事故や緊急時の場合に備え、緊急連絡先、主治医等について確認し、サービス担当者会議等により周知徹底を図る。
- ②事故・苦情が生じた場合には法人フロー図に従って関係機関への報告など迅速かつ的確に対応します。
- ③苦情・事故等の内容について職員に周知を図りサービスの改善に努めます。

人材の育成、研修計画等

- ① 法人内研修をはじめ、各種研修会等に積極的に参加し、専門性を高めるよう自己研鑽に努めます。
- ② 法人内の居宅事業所定例会を月 1 回開催。(毎月第 3 火曜日を予定)
- ③ 定期健康診断 年 1 回実施
- ④ 感染症対策 インフルエンザワクチン予防接種の奨励

平成29年度事業計画

社会福祉法人 古木会
訪問看護ステーション

運営方針)

ここ数年、訪問看護のサービス提供においては、利用者の重症化に伴い利用期間が短くなっています。診療報酬改定と医療制度改革に伴い、在宅での医療ニーズの高い患者が多くなっています。成城訪問看護ステーションでは、介護保険、医療保険に係わらず依頼のあった患者を受け入れています。人工呼吸器装着者（28年度は3名）、気管切開状態、膀胱留置カテーテル、IVH、経管栄養等様々な医療依存度の高い方がいます。末期がんの方においては、急な依頼で数日で終了となることもありますが、できるだけ依頼のあった方はタイムリーにサービス提供を行うことで、次のサービス依頼に選択されるような事業所を目指していきます。

平成28年度は、介護保険利用者と医療保険利用者の割合が、4月当初 19%であったのが徐々に介護保険利用者が減少してきているため医療保険利用者が8月以降 23%となりその後 25%と変わりつつあります。この傾向は29年度も続くと思われます。その分医療依存度が高く重傷者が多くなり、病状の変化が大きくステーションの負担は大きいですが、様々なニーズに対応していく訪問看護ステーションをめざしていきます。介護保険でも、医療依存度の高い利用者数が3割以上であれば全利用者に対し加算が算定できる事業所となり、毎月平均20万円以上の収入増見込まれます。27年度4月以降、毎月算定できていましたが、29年2月以降医療依存度の高い方の次々の永眠により、加算算定ができなくなっています。29年度はできるだけ早く加算が算定できるように、営業活動を行っていきます。

最近は、在宅での精神科疾患の訪問看護が必要な方が増加傾向です。国の方針も在宅へ返す方向にシフトしています。精神科患者への対応ができる訪問看護ステーションを増やすため、看護協会等での研修も開始されています。当ステーションでも、27年度から精神科訪問看護研修に順次職員を参加させ、精神科訪問看護に必要な資格取得を行ってきました。29年度も引き続き資格取得を行っていくとともに、現在も訪問看護は受け入れていますが、今後も積極的に受け入れてサービス拡大につなげていきます。

訪問看護ステーションは、看護師不足という状況が改善されない状態が数年

続いて言います。管理者1人と常勤1人、非常勤6人で28年度も運営してきました。管理者と常勤の2人で、24時間対応を行ってきましたがこのままでは、疲弊し事業運営そのものが難しくなります。29年度は様々な手段を駆使しても、必ず常勤職員採用を行っていきます。

法人では、記録の電子化を行っていますが、訪問が主となっているステーションでは、一部を手書きで行ってきました。しかし、紙での保存は狭い事務所では困難なことと利用者の多様化に伴い、記録等が多くなり事務所での保存が難しくなっています。29年4月からは、全てを電子化していきます。

祖師谷ケアセンター

平成 29 年度 事 業 計 画 書

1. 事業方針

29 年度は、運営体制面では、業務委託部分について見直し、送迎バス運行を委託せずに、事業所職員による自主送迎に変更して運営します。給食は、鎌田ケアセンターにて一括調理した食事を運ぶ体制を継続していきます。

利用者の減少が続いているので、新規利用者の獲得に職員一同で努めます。広い浴槽での手足が伸ばせる入浴など他の施設にはない特徴、併せて活動内容の充実に努めて、居宅介護支援事業所・あんしんすこやかセンターに積極的に働きかけを行いを図り、稼働率向上に努めます。

営業日についても検討を行い、職員体制を整えていきます。

受託事業では、世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業の短期集中予防サービスとして介護予防筋力アップ教室を年 3 回の実施、教室までの送迎については、前年度は送迎対象となる該当者はいませんでしたが、送迎についても実施予定です。高齢者配食事業・区営高齢者住宅生活協力員業務については前年と同様に継続して行います。

2. 施設運営

・ 営業日 月曜日～土曜日（休業：日曜日・祝祭日・年末年始）

・ 営業時間 8 時 45 分～17 時 30 分

・ 利用者定員数 地域密着型通所介護・介護予防通所介護
総合事業通所介護サービス：18 名

・ 対象地域 祖師谷・上祖師谷・砧・千歳台・成城・大蔵・桜丘

・ 職員体制 常勤（管理者・相談員兼務 1 名）
非常勤（介護職員 7 名・看護職員 2 名・）

・ 業務委託 給食（昼食・おやつ・配食）：日清医療食品株式会社
(鎌田ケアセンターにて一括調理)

- ・実施内容 送迎・健康チェック・日常生活上の介護・食事の提供
入浴・アクティビティプログラムの実施（レクリエーション・書道・音楽療法・手工芸・外出活動・その他）季節行事・誕生会

3.受託事業

- ① 介護予防筋力アップ教室
 - ・3クール 祖師谷児童館（月曜日）
5月8日～8月7日、8月28日～12月4日、12月18日～3月26日
- ② 高齢者配食サービス事業
 - 実施日 月曜日～土曜日（祝祭日、年末年始を除く）
- ③ 世田谷区営リラ祖師谷生活協力員業務
 - 実施日 月曜日～土曜日（祝祭日、年末年始を除く）
時間帯 9：30～13：30

4. 施設の保守点検

世田谷区の法人支援補助金を活用してボイラーの保守点検を行います。

5. その他

- ・運営推進会議
- ・避難訓練、防火訓練等の実施
- ・ケアカンファレンス 月1回
- ・職員会議 月1回
- ・職員研修
 - 法人内研修 年6回実施
世田谷区介護サービスネットワーク研修・事業所内研修（年6回）など
- ・連絡会
 - 世田谷区通所連絡会・法人内通所連絡会
- ・実習生の受け入れ（成城大学教職課程介護等体験実習生）
- ・地域交流
 - ミニデイ、体操自主グループ等への協力
祖師谷児童館との交流
- ・職員定期健康診断 年1回実施
- ・感染症対策 インフルエンザワクチン予防接種の奨励

1. 事業方針

昨年度は、稼働状況は好転せず横ばいで推移しており、引き続き厳しい経営状況となっております。

今年度は、通所介護及び認知症対応型通所介護ともに稼働率の上昇に向けて業務内容を精査し改善を図ってまいります。

併設の居宅支援事業所との連携強化はもとより、外部の居宅支援事業所への営業活動を積極的におこない、選ばれる事業所になるための取り組を行ってまいります。既存のご利用者様についてもご本人・ご家族様の意向を把握し、迅速に対応することで信頼関係を築き、利用増につながるようにしてまいります。

提供サービスでは、これまでの体操や動的レクリエーションなど機能訓練的活動プログラムに加え、リハビリ要素を取り入れたさらなるプログラムも試行し、魅力アップにつながるように努めてまいります。

また、ご利用者様ニーズとして、入浴の拡充や営業日の拡大などが挙げられますが、いづれも職員体制が課題となり、具体化するには厳しい状況にあります。まずは職員体制が安定するよう事務局とも相談、模索しながら検討していきたい。

2. 事業運営

(1) 目標稼働率

稼働率：①通所介護 70% ②認知症対応型通所介護 60%

(2) キャリアアップを図り、サービスの質の向上につながるよう研修機会を確保する。

- ①法人研修 定期開催
- ②事業所外研修 随時

(3) 認知症対応型（地域密着型）通所介護においては、運営推進会議の開催（年2回予定）

3. 運営実施内容

(1) 利用者定員数

- ①通所介護及び介護予防通所介護 25名
- ②認知症対応型及び介護予防認知症対応型通所介護 12名

(2) 対象地域 鎌田・宇奈根・喜多見・玉川・岡本・瀬田・大蔵など

(3) 事業内容

- ①通所介護及び介護予防通所介護（通常規模型）
- ②認知症対応型及び介護予防認知症対応型通所介護
 - ※①・②提供サービス：レクリエーション／体操／手工芸／音楽リハビリ
園芸／陶芸／書道等／季節行事／送迎／食事／入浴／介護／相談など
- ③世田谷区委託事業
 - ・配食サービス
 - ・シルバーピア生活協力員
- ④食事サービス活動推進の会運営への協力（会計監査等）
- ⑤地域交流事業
 - ・区民センター事業との連携①企画委員会への出席（1回／月）
②区民センター祭りへの参加（1回／年）
 - ・地域学校からの職場体験受入や交流活動等

1. 事業方針

昨年9月より3名体制で事業を行ってきましたが、2年目となる今年度は、計画作成件数の目標達成、維持に努め、事業の安定、健全化を図つてまいります。合せて、公平・中立、より質の高いケアマネジメントが提供できるように努めてまいります。

又、併設事業所との連携を図り、事業所全体の運営の安定につながるように努めてまいります。

2. 事業運営

(1) 居宅サービス計画作成件数は総数110件／月超程度を目標として取り組んでいきます。

(2) 介護予防支援業務の委託を受け、地域包括支援センターと連携し、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、また、自己決定ができるよう援助していきます。

(3) ケアマネジメントの質の確保

①専任ケアマネージャー一人当たりの計画作成件数は39件/人を標準とします。

②職員個々のスキルアップを図るとともに、法人内事業所連絡会を定期的に開催し、管理者及び職員との意思疎通を深め、事例検討や情報の共有を図り、サービスの質の向上、事業の適正化・健全化につなげていきます。

③公平・中立性を確保する観点から、特定の事業所にサービスの偏りがないよう留意していきます。

(4) 要介護認定調査を15件／月程度は受託していきます。

(5) キャリアアップできるよう積極的に研修に参加していきます。

①法人研修

②事業所外研修 隨時

3. 事業体制

① 従業者人員	管理者	1名
	介護支援専門員	3名 (管理者兼務含む)
② 営 業	月～金曜日	
	9時00～17時00分	
	9時00～17時00分	

平成 29 年度 事業計画

社会福祉法人 古木会
鳥山グループホームくつろぎ

事業方針

利用者は、9名全員が健康に過ごされており、定員を維持しています。

また利用者の支援については、健康の維持と介護予防に力をいれて、自立支援を基本として職員全員が利用者一人一人と向き合って取り組みます。

大規模災害等への対応を含め、地域との関わりを重視し、地域主催の会議、行事への積極的な参加やボランティアの受入れ、町会等地域住民の協力を得て運営推進会議の定期開催を行ない、地域住民と行政各機関との連携、及び入居希望者や地域の関係事業所の信頼を得るように活動を進めていきます。

事業内容

1. 利用者の心身の状況は、認知症の周辺症状等の変化が進んでいるため、個々の支援方針を職員が熟知し、個人の尊厳を尊重した自立支援を行ない、体調や ADL の変化を見逃すことなく、利用者の状態変化に合わせた対応をします。

日常の支援としては近隣公園への散歩や食材の買物同行などの外出の他、外食等の機会も増やしていきます。また生活の一部として日々の調理や清掃など、その人の生活習慣に沿った形でその人らしい生活を送れるよう、また介護予防となるようなサービス提供（レクリエーションや外出活動、音楽療法等）も充実し、利用者の方々が長きに渡り健康でお過ごしいただけるように支援します。

2. 季節行事（4月お花見・9月敬老祝会・12月年忘れ会等）をご家族や地域ボランティアの参加、協力を得て実施します。

その他、日常生活のなかで誕生会、散歩外出援助・買い物支援・音楽クラブなどの余暇活動を実施します。利用者の個別ニーズや身体機能に合わせて、地域で開催される行事や集まりなどにもお誘いし、地域住民との交流機会をつくります。

3. 健康管理と医療連携は昨年度同様に訪問診療の定期往診（月2回）、成城訪問看護ステーションによる定期訪問（週1回）などの協力により利用者の心身の変化に迅速に対応します。口腔ケアについても、利用者のニーズに対応して訪問歯科診療を検討、導入していきます。またインフルエンザやノロウィルスの流行時期を前に、予防接種や感染症予防対策の職員研修を行い、感染が拡大しないように努めます。

その他、転倒等事故の防止のために、職員研修の参加や、ヒヤリハット報告書を作成して日々の職員間での情報共有を行ないます。また毎日の申し送りや毎月の業務ミーティングで利用者の心身の状態をアセスメントし、事故の防止に役立てます。

入居者の心身の状況の急変時を想定して AED の講習等救命研修を行ない、急変時には主治医、訪問看護の協力を得て、ケアワーカー他職員が連携し救命に努めます。

4. 「運営推進会議」を2ヶ月毎（原則奇数月）に開催します。地域住民の参加とご家族の参加も得て、グループホームでの生活の報告と役割・機能を発信します。また地域ボランティアの受け入れと地域交流を継続して行います。
- また現在の「せたがや介護支援ボランティア・ポイント制度」による音楽ボランティアを継続し、その他利用者の余暇活動の拡大に新たに導入していきます。
5. 世田谷区内グループホーム連絡会において、他事業所との情報共有を行ない、職員研修会に積極的に参加します。
- また職員の研修は個人毎の経験や能力に応じて個別研修計画を作成し、世田谷区のグループホーム介護職員等研修費助成を受けて、法人研修、世田谷区福祉人材育成・研修センター等外部研修などに参加し、職員のスキルアップに努めます。
6. 第三者評価を実施します。
- 外部評価機関による調査を受審し、実施した第三者評価結果をインターネット等で公表します。また講評結果に基づき利用者サービス等についての改善を行ないます。
7. 災害対策等緊急時に向けての対応
- 昨年度同様、今年度も利用者・職員全体での防災避難訓練を定期的に実施します。首都直下震災も想定し、緊急時の法人内、家族連絡体制とBCP(事業継続計画)の策定や防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めます。また、地域町会とも連携を深め相互に協力できるようにしていきます。
8. 個人情報の保護について
- 個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いの注意事項等を定期的に研修などを通じて職員に指導します。
9. 地域における公益的な取り組みについて
- 事業所運営に留まらず、施設の機能を生かした形での地域住民への貢献事業を地元町会や関係機関との連携により企画、検討していきたい。
- 案（高齢者認知症カフェ、認知症高齢者家族の会、大規模災害時の福祉避難所等）

平成 29 年度 事業計画

社会福祉法人 古木会

高齢者在宅復帰施設ほのぼの

事業方針

高齢者在宅復帰施設「ほのぼの」の管理運営については、特別養護老人ホーム等の介護保険施設からの退所者や、在宅生活困難者・住宅困窮者等への緊急一時保護者について、世田谷区高齢福祉課を窓口として受入れを行ないます。

その事業運営については、グループホームとの併設のメリットを生かして運営の効率化を図り、また利用者の自主性・社会性を尊重し、自立した日常生活の維持と在宅復帰に必要な生活支援を行ないます。

1. 施設運営

高齢者在宅復帰施設の目的及び条例の位置づけに基づいた管理運営を行います。

1) 高齢福祉課への月次報告書、及び年次報告書を作成し提出します。

月次報告は、保健福祉課担当者の訪問や利用者の外出、医療受診他、施設での生活状況について報告を行ないます。緊急時の利用者の変化は、遂次担当ケースワーカーに報告するほか、重要な事項は高齢福祉課へ状況報告を行ないます。

年次報告は、施設の利用状況、利用者支援状況、管理運営状況、利用者による評価、及び自己評価等を総括し報告します。

2) 利用者支援については、職員が統一した生活支援方針に沿った支援を行います。ミーティングや職員間の申し送りを行ない、利用者の支援情報の共有を図ります。また、利用者の事故防止と災害時への対応を迅速にするため、宿直職員を配置して夜間の緊急対応時に備えます。

3) 利用者ニーズに沿った施設運営・施設サービスの提供を行う為、個々の利用者満足度調査（退所時）を行います。その結果は施設として評価・検討し、その結果を隨時生活支援に生かして業務の改善に取り組みます。

4) 支援内容は相談援助・散歩外出援助・買い物援助・日常生活支援（洗濯・清掃）等を利用者の自立を損なわないよう配慮して行ないます。また、レクリエーションや季節行事などをグループホームと一体的に実施し、利用者の希望に沿ってご参加頂きます。

5) 利用者支援にあたり、行政との協力を図りながら運営を行い、利用者サービスの向上の為に、各支所の保健福祉課、生活支援課や他の高齢者福祉施設とも連携します。とりわけ在宅復帰に関しては、退所後の生活について、利用者自身の希望や意思が十分に尊重されるよう区の担当ワーカーと共に支援します。

6) 職員のスキルアップのため、グループホームと合同で認知症等高齢者の介護の他、感染症対策など、計画的な職員研修（法人研修・外部研修）を実施、参加します。

7) 災害・防犯等緊急時に向けての対応

定期的に併設事業所と合同で利用者・職員全体での防災避難訓練を実施します。直下型震災も想定し、防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めます。また、地域町会（烏山中町会・協和会）とも連携を深め、災害時相互応援協定に基づいた協力体制を維持します。

防犯対策についても敷地・建物の施錠管理の徹底と、周囲の巡回・安全点検に努めます。また、近隣住民との相互連絡・緊急時連携体制を図ります。

8) 個人情報の保護について

個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いについて定期的に職員に研修などを通じて指導し保護に努めます。

9) 感染症の予防について

職員、利用者共に手洗い・うがいを励行し、清掃と衛生管理を実施します。インフルエンザやノロウィルスへの対策として、予防接種（利用者、職員）やガウンテクニックなどの感染症予防対策の職員研修を行い、感染の発生と拡大防止に努めます。

10) 業務の再委託について

建物・設備の定期点検・修繕を常日頃から行ないます。

専門性の高い各種設備の定期的な保守・点検については、専門業者への再委託を行ない実施します。

再委託業者

エレベーター設備・・・東芝エレベーター(株) 遠隔点検毎月、

定期点検 3ヶ月毎

消防設備 ・・・ 中央報知器(株) 年2回

空調設備（ガスヒーポン）・・・東京瓦斯（株）西部都市エネルギー部

床清掃 ・・・ キングランメディケア（株）東京営業部 年3回

庭木剪定 ・・・ 青山造園（株）年1回

防炎カーテンメンテナンス ・・・ キングラン商事（株）年1回

建築物定期点検 ・・・ (株)大槻ホーム 3年に1回

以上

1. 事業方針

昨年度は、ベッド稼働状況は比較的安定しておりましたが、職員体制が不安定なため、間接雇用に依存せざるを得ず、経営・運営が不安定な状況となりました。

今期も体制の改善は厳しいと思われるため、いかに経営と運営を安定させるかが課題になるものと思われます。

まずは空室率の低減に努め、収入の安定を図ることが、経営安定の第一歩と考え、取組んでまいります。

運営面については、ご入居者様の重度化に伴い体制の安定が不可欠な状況ではあります、現況厳しいため、時々で工夫しながら、できるだけサービスの維持、安定が図れるように努めてまいります。

2. 事業運営

(1) 人材の確保・育成 世田谷区の研修費助成を受け、法人内研修、世田谷区福祉人材育成・研修センター、グループホーム連絡会内研修等の外部研修などを活用し、職員のスキルアップに努めてまいります。

人材の確保については、事務局と相談しながら考えていきたい。

(2) 地域交流・活動 日々の外出活動（食材買い出し、散策）や音楽リハビリなどの余暇活動、季節行事（お花見・花火観賞等）などを実施し、心身の活性化につながるよう支援してまいります。

又、町会行事（防災訓練や地域運動会等）などにも積極的に参加し、地域交流を図っていきます。

(3) 医療連携 日々の健康管理、緊急時対応等、在宅診療、訪問看護との連携は必要不可欠と考え、引き続き連携して対応してまいります。又、利用者健診やインフルエンザ予防接種の機会を確保し、健康状態の把握、重症化防止に努めてまいります。

(4) 運営推進会議 概ね2ヶ月ごとに定期開催し、地域との情報交換、相互交流の機会を確保していくとともに、サービス向上につながるようになります。

(5) 家族との交流 季節行事や推進会議等を通して、交流機会を確保していきます。

(6) 運営資金 単年度黒字化を図り、借り入れ資金を計画的に返済できるように努めてまいります。

平成 29 年度 事業計画

社会福祉法人 古木会
喜多見グループホームかつらの木

事業方針

開所後 3 年を経過し、実務や研修を通して職員全員がスキルアップし、また離職者ゼロを目標に、チームワークを以て利用者が安心できる環境の中で生活を送れるよう支援します。

地域との関わりは、地域の見守りネットワークや地域主催の会議、行事への積極的な参加や積極的なボランティアの受入れ、町会等地域住民の協力を得て運営推進会議の定期開催を行ない、地元住民と入居希望者や居宅支援事業者の信頼を得るようなホームづくりを目指します。

利用者支援においては、本人のありのままの姿を受容し、自立支援を基本として職員一同で切磋琢磨して取り組みます。

事業内容

1. 利用者は、定員 18 名を維持できていますが、近隣のグループホームの新規開設に伴い、入居待機者の確保が困難な状況もある為、ホームページの充実や地域の居宅支援事業所等への PR に努め、運営の安定を図ります。また近隣の他施設との連携と情報交換を行ないながら、地域における専門職としての社会的役割を果たしています。

職員は利用者の支援にあたり、個人の尊厳を尊重した自立支援を行ない、また気づきを学び、体調や ADL の変化を見逃すことなく、支援方針を職員全員が周知し、利用者の状態変化に合わせた対応をします。

日常の支援としては毎日の散歩や食材の買物同行などの外出の他、外食の機会を設け、地域と繋がりながら生活が送れるようにします。また生活の一部として日々の調理や清掃など、入居前の生活習慣を踏襲した形でその人らしい生活を送れるよう支援を行なっていきます。その他介護予防を踏まえたサービス計画を作成し、利用者の方々が長きに渡り健康でお過ごしいただけるよう援助します。

2. 季節行事（4 月お花見・9 月敬老会・12 月クリスマス会等）をご家族やボランティアの参加、協力を得て実施する他、積極的に外出の機会を設け、利用者が季節を感じながら生活を送れるよう支援します。

その他、誕生会、個別外出援助、買い物同行支援などの活動の実施や、音楽療法やレクリエーションを充実させ、生活がより充実したものとなるように努めます。

3. 日々の生活においての健康管理を医療との連携により行ないます。

内科医訪問診療（月 2 回）の他、法人訪問看護ステーションによる定期訪問（週 1 回）、訪問歯科（隔月 1 回）の協力を得て、利用者の心身の変化に迅速に対応します。また、入居者の心身の状況の急変時を想定して AED の講習を行ない、急変時には緊急時マニュアルの活用と主治医、訪問看護の協力を得て、ケアワーカー他職員が連携し救命に努めます。

4. 感染症予防・転倒等事故防止について

ホーム内での感染症予防として日常の手洗い・うがいを励行し、インフルエンザやノロウィルス等の予防接種の実施や感染症予防対策の職員研修での周知を行い感染の予防と拡大防止に迅速に対応します。

また、転倒事故等の防止のため職員研修の参加や、ヒヤリハット報告書を活用して再発防止に努め、ミーティングでの利用者の状態をアセスメントし、予測した対応を行なっていきます。

5. 「運営推進会議」を2ヶ月毎（年間6回）に開催します。町会役員等地域住民、あんしんすこやかセンター職員、入居者家族、入居者、職員の参加により、グループホームでの生活の報告と地域における役割や機能等について協議していきます。

6. 世田谷区内グループホーム連絡会に参加し、他事業所間との情報共有を行ない、また職員研修会に積極的に参加します。

職員研修は、個人毎の経験や能力に応じて個別研修計画を作成し、世田谷区のグループホーム介護職員等研修費助成を受けて、法人研修、世田谷区福祉人材育成・研修センター等外部研修などにも参加し、職員のスキルアップに努めます。

7. 第三者評価を実施します。

昨年度に続き外部評価機関による調査を受審し、第三者評価を実施します。調査後に評価結果をインターネット等で公表します。

8. 地域ボランティアの協力依頼と地域交流を行います。

現在ご協力を頂いている地域ボランティアを継続し、「せたがや介護支援ボランティア・ポイント制度」他の受入れ体制を整え、地域との交流も深めながら利用者が地域の一員として生活を営むことができるようになります。

9. 災害対策等緊急時に向けての対応

地域住民の協力を得て、利用者・職員全体での防災避難訓練を定期的に実施します。首都直下型震災や水害等も想定し、緊急時対応マニュアルに基づいた避難訓練や法人内、家族連絡体制とBCP(事業継続計画)の策定や防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めます。また、地域町会とも連携を図り、地域防災訓練にも参加し相互に協力していきます。

10. 個人情報の保護について

個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いの注意事項を定期的に職員研修等を通じて周知します。

以上

平成29年度 事業計画

梅丘あんしんすこやかセンター

1、介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

(・アセスメントの実施・二次予防事業対象者の把握・普及啓発講座の実施)

○要支援認定者や事業対象者に対し、十分なアセスメントを実施し、本人のニーズや目標について一緒に考え、自らが予防への取り組みができるように支援する。

○二次予防対象者の把握では、リストによる訪問や、未把握の方の実態把握訪問を計画的に実施し把握する。

○ストレッチ体操をテーマに「いきいき講座」を年間2回開催し、予防への取り組みを啓発する。

2、総合相談支援業務

(・総合相談・地域包括ケアの取り組み・実態把握・啓発活動(ネットワークづくり・見守り訪問)

○総合相談の中で、支援を必要とする高齢者を把握した際は、様々な社会資源の活用や専門的な機関やサービスに繋げる。

○障害や子育て家庭、生活困窮者等からの相談に対しては、一次相談窓口としてアセスメントを実施し、相談内容に応じた支援機関に繋いでいく。

○実態把握訪問は700件以上を目標とし、生活実態が未把握な高齢者や独居、高齢者のみ世帯など計画的に実施し、状態に応じてアウトリーチを実施する。

○まちづくりセンター、社会福祉協議会との会議で抽出された地域課題をもとに、地域住民や地域の介護関係者、他の関係機関等と「梅丘地区福祉連携会議」を年間1回開催する。

3、権利擁護業務

(・高齢者虐待の防止・成年後見制度に関する対応・消費者被害の防止)

○高齢者虐待を把握した場合には、速やかに状況把握に努め、保健福祉課に報告の上、対応する。

○総合相談から成年後見制度が必要と判断される高齢者を把握した際は、情報提供や申立支援を実施する。

○消費者被害の防止のために、専門機関との連携を図り、高齢者が多く集まる場において啓発を行っていく。

4、包括的・継続的ケアマネジメント業務

(・地域の多職種間の連携・ケアマネジャー支援・地域ケア会議の取り組み)

○地域の介護関係機関との事例検討会を年間4回実施し、地区連携医からの助言や講話を交えながら困難事例への対応やケアマネジメント力向上を図る。

○地域の三師会と介護関係機関との連携を図るために、顔合わせや情報共有の会議を年間1回開催する。

○複合課題を有し対応困難なケース等への対応を検討するために、関係機関と地域ケア会議を年間3例以上開催する。

5、認知症ケアの推進

(・認知症相談・家族介護者支援・普及啓発)

○認知症相談窓口の機能や、もの忘れチェック相談会を周知し、早期の相談や進行予防の取り組みに繋げる。

○介護者の会を「えんがわっぽっここの家」にて年間4回開催していることの周知を図り、特に男性介護者の方にも参加していただき、介護する方の支援を行う。

○認知症サポーター要請講座を年間4回以上開催し、疾患や認知症の方への理解を広める。

6、質の向上

(・サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携)

○対応時の言葉づかいや姿勢においてサービスマナーを意識し、窓口や訪問、電話での対応を行う。

○苦情に対しては、速やかに対応し報告を行う。職員間での共有を図り、再発の防止やさらなる対応能力向上に努める。

○困難事例への支援など、職員全員で情報共有や対応方法を検討し、一人で抱え込まないようにする。

平成29年度 事業計画

成城あんしんすこやかセンター

1、介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

(・アセスメントの実施・二次予防事業対象者の把握・普及啓発講座の実施)

○実態把握や講座を利用し、基本チェックリストを実施する。その結果で、二次予防事業の対象になった方へ区の事業のご案内を行う。

○いきいき講座を年間3回程度開催するとともに、基本チェックリストを行い、事業対象者の把握に努める。

○はつらつ介護予防講座や地区社会福祉協議会と共に開催しているスポットよりそいへの新規参加者と増やす。

2、総合相談支援業務

(・総合相談・地域包括ケアの取り組み・実態把握・啓発活動(ネットワークづくり・見守り訪問)

○相談拡充では、相談者のニーズを把握し、適切な部署につなげられるように連携していく。

○まちづくりセンター、社会福祉協議会と連携し、地区課題の把握や課題解決に向けた取り組みを行う。

○年齢別対象者リストを基にするほか、緊急安心カードの配布とともに実態把握を行う。

○民生委員・社協・まちづくりセンター・保健福祉課とのケア会議を開催するとともに、見守り協力店との連携強化を図り、ネットワークの構築を図る。

3、権利擁護業務

(・高齢者虐待の防止・成年後見制度に関する対応・消費者被害の防止)

○高齢者虐待や成年後見制度について、ケアマネジャーなどに対し、周知を行う。

○高齢者虐待が疑われる場合は、保健福祉課と連携し、迅速に対応を行う。

○成年後見制度の必要な方に対し、制度利用にむけた支援を行う。

○消費者被害の現状を地域に周知し、必要に応じて消費生活センターと連携する。

4、包括的・継続的ケアマネジメント業務

(・地域の多職種間の連携・ケアマネジャー支援・地域ケア会議の取り組み)

○「砧地域医療・福祉連携懇談会」ならびに「ご近所フォーラム」の開催に関わり、多職種間の連携を図る。

○ケアマネジャー対象の地区包括ケア会議を、砧地域の5箇所のあんしんすこやかセンターで合同開催する。

○地区連携医事業を通じ、ケアマネジャーと医療との連携が図れるように支援する。

○個別ケースを通じての地域ケア会議を年間4件程度開催する。

5、認知症ケアの推進

(・認知症相談・家族介護者支援・普及啓発)

○認知症初期集中事業を3ケース行う。

○「認知症の人を支えるための家族相談会」を年11回開催する。

○認知症サポーター養成講座を年3回開催する。

○地区版物忘れチェック相談会を開催し、もの忘れ相談窓口のPRをおこなう。

6、質の向上

(・サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携)

○法人内の研修に参加するほか、区などの研修にも参加し、職員のスキルアップを図る。

○問題を一人で抱え込まず、職員間で相談しあえる環境を作る。

○朝夕のミーティングの他、2か月ごとに気になるケースの意見交換を行う。

平成29年度 事業計画

祖師谷あんしんすこやかセンター

1.介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

(・アセスメントの実施・二次予防事業対象者の把握・普及啓発講座の実施)

○講座時やサロン・ミニディ・高齢者クラブへ訪問し、介護予防・日常生活支援総合事業の周知を図っていく。

○普及啓発講座として、はつらつ介護予防講座、いきいき講座を行っていく。

○講座や高齢者の集まる会(サロン等)、実態把握訪問や来所相談時に必要に応じてチェックリストを実施し、介護予防事業対象者把握を行い、適切なサービスへ繋げていく。

2.総合相談支援業務

(・総合相談・地域包括ケアの取り組み・実態把握・啓発活動(ネットワークづくり・見守り訪問)

○広報誌を年6回発行する。また地区社協や町会自治会における会議、サロンや高齢者クラブ等でPRしていく。

○区の年齢別対象者リストに基づく訪問や、継続支援リストのモニタリング訪問、新規訪問等を合わせて、実態把握実施目標件数は、800件以上とする。

○地区包括ケアの取組みとして、障害・母子事業や関係機関についての理解を深める。また障害者施設や子供関連施設等へ訪問し、あんしんすこやかセンターのPRを行い、個別の相談において適切な支援へ繋げられるよう他機関との情報交換・連携を図っていく。

○見守りについては、見守りコーディネーターが中心となり、見守りサービスメニューの更新・見守りボランティアの登録及び訪問派遣検討の調整を行う。関係機関とのネットワークの中から、社会的孤立の恐れのある高齢者の早期発見を行い、見守り訪問及び見守り相談を実施する。

3.権利擁護業務

(・高齢者虐待の防止・成年後見制度に関する対応・消費者被害の防止)

○虐待への対応は、即応を厳守徹底し取り組んでいく。ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、民生委員や地域住民への啓発も行い、気付きがあればすぐに連絡していただけるよう周知を行う。

○高齢者の認知症が疑われる場合には、成年後見センターと連携して、適切な制度へ繋げていく。

○消費者被害の防止のため、消費生活センターや警察と連携して啓発活動を行い、消費者被害防止を行っていく。

4.包括的・継続的ケアマネジメント業務

(・地域の多職種間の連携・ケアマネジャー支援・地域ケア会議の取り組み)

○民生委員との連携会議や地域課題や困難事例に対して多職種や他機関との連携を行っていく。

○ケアマネジャー支援として、事例検討会を今年度も3回以上開催する。またケアマネジャーから相談が入れば、即対応していく。

○個別ケース検討を通した地域ケア会議を開催していく。

5.認知症ケアの推進

(・認知症相談・家族介護者支援・普及啓発)

○家族会を年3回実施し、家族介護者の支援を行う。

○認知症サポーター養成講座を年3回以上開催し、認知症の理解増進に努める。

○自治会や民生委員等との認知症高齢者の見守りの強化を図り、地区全体で見守りネットワーク構築を図る。

6.質の向上

(・サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携)

○サービス改善を図り、相談者が相談しやすい環境づくりをする。また苦情についても関係機関と連携し迅速に対応する。

○職員一人ひとりが専門性を生かし、やりがいをもって働き続けられる職場環境を構築し、職員の定着を図っていきます。

○朝礼・終礼ミーティングにおいて連絡・報告を行い情報共有を図る。また支援困難ケースについては、随時ケース会議を開催し、支援内容を全員で検討し、役割分担を行いチームで対応していく。

平成29年度 事業計画

喜多見あんしんすこやかセンター

1.介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

(・アセスメントの実施・二次予防事業対象者の把握・普及啓発講座の実施)

○総合事業の周知を行い、適切なサービスへの移行を行う。

○訪問時及び来所時、必要に応じて基本チェックリストを実施し、対象者の把握に努める。

○普及啓発としていきいき講座は昨年度と同様に、図書室やまちづくりセンターとの合同開催を行う。

2.総合相談支援業務

(・総合相談・地域ケアの取り組み・実態把握・啓発活動(ネットワークづくり・見守り訪問)

○地域で活動している団体へ出向き、あんしんすこやかセンターの事業の説明や活動報告を行う。

○実態把握として、区からのリストのほか、計画的に900件の訪問を行う。

○見守りなどが必要と思われる高齢者などに対し、定期的に支援方針や状況の確認を行う。

3.権利擁護業務

(・高齢者虐待の防止・成年後見制度に関する対応・消費者被害の防止)

○虐待通報や発見時は保健福祉課と連携し対応を検討する。高齢者虐待の防止、早期発見のため、ケアマネジャーや民生委員へのケースの相談に応じる。

○成年後見制度など必要と思われる方へは、ケアマネジャーと連携し支援していく。

○消費者被害に関する情報は、ケアマネジャーと高齢者が集う場などで伝えていく。

4.包括的・継続的ケアマネジメント業務

(・地域の多職種間の連携・ケアマネジャー支援・地域ケア会議の取り組み)

○町会・民生委員や商店、金融機関、医療機関など高齢者にかかわりの深いところに介護サービス事業所を加えて高齢者見守りネットワーク会議を定期的に開催し連携を図る。

○ケアマネジャー支援として主任ケアマネジャーと連携し、研修や事例検討を行う。

○地域ケア会議は、地域住民が困っている事例や災害をテーマに必要に応じて開催する。

5.認知症ケアの推進

(・認知症相談・家族介護者支援・普及啓発)

○「認知症初期集中チーム事業」を活用し、認知症高齢者とその家族を支援する。

○家族支援として、合同の家族会を開催するとともに、単独での介護者の会を年間5回実施する。

○認知症サポートー養成講座は、一般区民などを対象に年間3回は開催する。

6.質の向上

(・サービス改善・苦情対応・人材育成・人材定着・職場内連携)

○研修に参加した職員は、職場内ミーティングや法人内あんしんすこやかセンター会議で、伝達研修を行い、情報を共有していく。

○毎日、朝と夕方にミーティングを設け、個別ケースの状況報告を行い情報を共有する。また、専門職の視点を生かし、ケース検討を月1回程度開催する。

○苦情対応は、迅速に報告・対応を心掛け、職員が同じ対応ができるように情報共有する。

○人材育成・定着は、複数での担当を行い、指導しながら個人の負担軽減を図り、話しやすい職場環境を整える事で定着を図る。

